

全建事発第 148 号
令和 4 年 2 月 14 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の
変更及び期間の延長（令和 4 年 2 月 10 日）に伴う工事等の対応について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年 2 月 10 日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等
対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域について、
新たに高知県を追加し 1 都 1 道 2 府 32 県に変更するとともに、実施すべき期間
を 3 月 6 日まで延長する決定がなされたことを踏まえ、国土交通省より、施工
中の工事等における感染拡大防止措置への適切な対応等について、別添の
とおり通知がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について貴会会員企業の
皆様へ周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

（担当）事業部 堤

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp

事務連絡
令和4年2月10日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和4年2月10日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和4年2月3日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和4年2月3日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和4年2月10日に、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域について、北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の1都1道2府31県から、同年2月12日をもって高知県を追加した1都1道2府32県に変更するとともに、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県において実施すべき期間を同年3月6日まで延長し、高知県において実施すべき期間を同年2月12日から同年3月6日までとすることが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和4年1月7日付け事務連絡）等の内容を踏まえ、引き続き、適切なお対応を宜しく願います。

また、ワクチン接種の促進については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年2月10日変更））（以下、「基本的対処方針」という。）において、「令和4年2月のできるだけ早期に1日100万回まで加速化することを目指して取組を強化する」とされ、具体的には「職域接種の積極的な活用を推進する」とされたことを踏まえ、職域接種への積極的な参加を宜しく願います。

さらに、基本的対処方針においては、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策として、事業者は「緊急事態宣言の発出を待つことなく、業務継続の観点からも、在宅

勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の削減目標を前倒しで設定」し、「事業継続が求められる業種に係る業務継続計画（BCP）の確認等を進める」こととされたことを踏まえ、事業継続のための具体的方策を確認するなど、適切なお対応を宜しくお願いします。

なお、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長に伴う対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2のとおり民間発注者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

事務連絡
令和4年2月10日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和4年2月10日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和4年2月3日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和4年2月3日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和4年2月10日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域について、北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の1都1道2府31県から、同年2月12日をもって高知県を追加した1都1道2府32県に変更するとともに、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県において実施すべき期間を同年3月6日まで延長し、高知県において実施すべき期間を同年2月12日から同年3月6日までとすることが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和4年1月7日付け事務連絡）等の内容を踏まえ、引き続き適切なお対応を宜しくお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いします。

主な民間発注者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和4年2月10日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和4年2月3日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和4年2月3日付け事務連絡）等により、地方公共団体等あてに通知するとともに、貴団体など民間発注者団体等あてにも参考送付させていただいたところです。

このたび、令和4年2月10日に、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域について、北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の1都1道2府31県から、同年2月12日をもって高知県を追加した1都1道2府32県に変更するとともに、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県において実施すべき期間を同年3月6日まで延長し、高知県において実施すべき期間を同年2月12日から同年3月6日までとすることが決定されたことを踏まえ、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長に伴う対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2のとおり建設業者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

なお、これまでもお知らせしていたとおり、受発注者の故意又は過失により施工できなくなる場合を除き、資機材等の調達困難や感染者の発生など、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が施工できなくなる場合は、建設工事標準請負契約約款における「不可抗力」に該当するものと考えられます。この場合、民間工事標準請負契約約款（甲）・（乙）においては、受注者は発注者に工期の延長を請求でき、下請工事標準請負契約約款においては、元請負人は必要があるときは工事を中止し、工期の延長について元下間で協議することとしており、いずれの場合も増加する費用については発注者（元請負人）と受注者（下請負人）が協議をして決めることとされております。

すので、引き続き適切な対応が図られるよう、改めて、傘下の会員企業等への周知をお願いいたします。